

低額所得者（政令月収 15.8 万円以下）であることの確認方法

1の「非常に簡易な確認方法」により低額所得者・低額所得世帯であることが確認できない場合のみ、2の「簡易な確認方法」により確認してください。

それでも確認できない場合には、別紙3「公営住宅法に定める算定方法」により確認してください。

1. 非常に簡易な確認方法

以下のいずれか1つに該当する場合は、低額所得者・低額所得世帯となります。

①～⑤のうち該当するものに、所得金額を記入（①又は③の場合は「○」を記入）の上、必要な書類を提出してください。

	所得金額（円）	確認する書類等（いずれか1つ）
① 生活保護受給者 入居世帯が生活保護費を受給していること		<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給証明書があること
② 給与所得者 入居世帯の所得金額の合計が 1,896,000 円以下であること		<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」 住民税決定通知書の「総所得金額」 課税（所得）証明書の「所得金額」 確定申告書の「所得金額」
③ 国民年金のみの受給者 入居世帯が 2 人以下で、国民年金（老齢基礎年金）のみを受給していること		<ul style="list-style-type: none"> 年金額改定通知書の「厚生年金保険」に記載がないこと 年金振込通知書の「年金の制度・種類」に「厚生年金」の記載がないこと
④ 公的年金の受給者 入居世帯の年金所得の合計額が 1,896,000 円以下であること		<ul style="list-style-type: none"> 年金額改定通知書の「合計年金額（年額）」 年金振込通知書の「年金支払額」 源泉徴収票の「支払金額」 住民税決定通知書の「総所得金額」 課税（所得）証明書の「所得金額」 確定申告書の「所得金額」
⑤ 事業所得者（自営業等） 入居世帯の所得金額が 1,896,000 円以下であること		<ul style="list-style-type: none"> 住民税決定通知書の「総所得金額」 課税（所得）証明書の「所得金額」 確定申告書の「所得金額」

2. 簡易な確認方法

以下の（１）から（３）までの該当する欄に金額を記入・算定し、算定結果が 1,896,000 円以下であれば、低額所得者・低額所得世帯となります。

（１）年間総所得金額の算定

入居世帯のすべての所得金額を記入してください。

	所得金額（円）	確認する書類等（いずれか１つ）
給与所得（１人目）		・源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」 ・住民税決定通知書の「総所得金額」 ・課税（所得）証明書の「所得金額」 ・確定申告書の「所得金額」
給与所得（２人目）		
給与所得（３人目）		
年金所得（１人目）		・年金額改定通知書の「合計年金額（年額）」※ ・年金振込通知書の「年金支払額」※ ・源泉徴収票の「支払金額」※ ※左に記入する所得金額は、書類に記載された金額から 700,000 円を引いた額としてください（ただし、0 円未満の場合は 0 円）
年金所得（２人目）		・住民税決定通知書の「総所得金額」 ・課税（所得）証明書の「所得金額」 ・確定申告書の「所得金額」
事業等所得（１人目）		・住民税決定通知書の「総所得金額」 ・課税（所得）証明書の「所得金額」 ・確定申告書の「所得金額」
事業等所得（２人目）		
所得金額の合計額		



この合計額を年間総所得金額（A）とします。

(2) 控除額の算定

入居世帯の家族構成（扶養親族等の人数）と控除額を記入してください。

	人数 (人) (a)	1人当たりの控除額 (円) (b)	控除額 (円) (a)×(b)
① 入居する親族（本人を除く）及び同居しない扶養親族		380,000	
② ①のうち満70歳以上の扶養親族		100,000	
③ ①のうち満16歳以上23歳未満の扶養親族		250,000	
		①~③の合計額	



この合計額を控除額（B）とします。

(3) 判定

年間総所得金額 (A)	—	控除額 (B)	=		(円)



年間総所得金額（A）から控除額（B）を引いた金額が1,896,000円以下であれば、低額所得者・低額所得世帯です。

所得の確認に用いた書類と、家族構成の確認に用いた書類を提出してください。